

令和2年2月28日

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために施設利用の取り消しを行った場合の取り扱いについて（お知らせ）

国の取組等を踏まえ、感染拡大防止を目的として、施設利用の中止または延期を行った場合、下記のとおり施設利用の取り消しの手続きを行います。

1 対象施設

- (1) 記念公園（総合体育館、野球場、陸上競技場、補助陸上競技場、テニスコート）
- (2) 橘公園、小田南公園、西向島公園、猪名川公園、魚つり公園 各施設（軟式野球場、テニスコート、多目的運動広場）
- (3) 社会体育施設（屋内プール、中央体育館、小田体育館、大庄体育館、立花体育館、武庫体育館、園田体育館）

2 対象期間

令和2年2月28日から令和2年3月31日まで（施設利用予定分）

（令和2年4月以降については、感染の拡大状況を踏まえ、改めて決定します。）

3 施設使用料の取扱い

施設を使用するまでにキャンセルの申し出のあったものについては、既に納付済みの使用料の全額を返金します。

※ 手続等は各施設窓口にお問い合わせください。